

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年10月5日条例第32号）

最終改正:平成20年10月1日条例第47号

改正内容:平成20年10月1日条例第47号 [平成20年10月1日]

---

○下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年10月5日条例第32号

改正

平成20年10月1日条例第47号

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年下呂市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市の公の施設の管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、市長は公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認められるときは、公募によらず指定管理者の指定を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により公募しようとするときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

（申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）は、規則で定める申請書に当該指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）、その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（候補者の選定等）

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、次に掲げる基準に照らし、指定管理者として最も適当と認めるものを、その候補者として選定するものとする。

（1）利用者の平等な利用が確保されること。

（2）提供サービスの向上が図られること。

（3）当該公の施設の適切な維持及び管理が図られること。

（4）管理に係る経費の縮減が図られること。

（5）管理を安定して行う能力を有する団体等であること。

（6）前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして市長が別に認める基準

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、下呂市公の施設指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定による選定を行ったときは、その結果を前条の申請書を提出したもの（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定による通知をした後、第1項の規定により選定したもの（以下「被選定者」という。）を指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該被選定者以外の申請者のうちから新たに同項の規定による選定を行うことができる。

（指定等）

第5条 市長は、被選定者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該被選定者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し（以下「指定の取り消し」という。）、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたとき（以下「業務の停止」という。）は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の取り消しを受けたときは、その取り消された日から起算して60日以内に、当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第7条 市長は、指定管理者が前条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰する理由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取り消し又は業務の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し又は業務停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定の取り消し又は業務の停止を命じられたときは、その管理しなくなった指定管理施設の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（市長による管理）

第9条 市長は、第3条の規定による申請がなかったとき、第4条の規定による審査の結果候補者に該当するものがなかったとき、第7条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し又は業務停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しく

は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（秘密を守る義務及び個人情報の取扱い）

第10条 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、指定管理施設の管理に伴い保有した個人情報について、漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、指定管理施設の管理により知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とする。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第8条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月1日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

---